避難所運営委員会の業務

１　定例会議の開催　………………………………　２

２　運営体制の見直し　……………………………　３

プライバシーの保護

業務で知りえた個人情報は、避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **避難所運営委員会**の業務１ | 実施時期 | 展開期～ |
| 定例会議の開催 |
| * 避難所内の状況を把握し、相互の意見交換を行いながら、避難所の運営に必要なことを決めるため、毎日、定例会議を開催する。

（毎朝１回、可能であれば夜にも１回）* 会議の結果から、各運営班からの要望や連絡事項など、市災害対策本部への報告する内容をまとめる。
* 情報共有には会議のほかＳＮＳなど様々なツールの活用を検討する。

**＜定例会議の主な内容＞**・グループ長や各運営班から情報の収集・共有・避難所利用者からの要望、苦情、意見の共有、対応方針の決定・避難所利用者のうち、とくに配慮する必要のある人に関する情報の共有、対応方針の決定・トイレや共有スペースの掃除など、各グループが交替で行う業務の内容や当番順の決定・避難所内の規則や運営方針など避難所の運営に必要な事項を協議・決定・市災害対策本部からの情報の共有、要請内容などの調整・決定・他関係機関の支援活動情報の共有・災害が発生した場合の対応 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **避難所運営委員会**の業務２ | 実施時期 | 安定期～ |
| 運営体制の見直し |
| * 避難所登録者（避難所以外の場所に滞在する人を含む）の数や避難所内の配置状況を把握し、避難所利用者でつくるグループや避難所運営委員会、各運営班などの運営体制を見直し、再構築する。
* 必要に応じて、市災害対策本部に職員等の派遣を要請するほか、自宅などにもどった被災者（自治会、自主防災会、町内会の役員など）にも、引き続き避難所の運営に協力してもらうよう依頼する。
* 避難所登録者（避難所以外の場所に滞在する人を含む）の数やライフラインの復旧状況、避難所となった施設の本来業務の再開状況などから、避難所の集約・閉鎖時期などについて、市職員（総務班）を通じて市災害対策本部と協議する。
 |